

## 第2回丹波市下水道事業運営審議会会議記録

日 時 平成30年3月27日（火曜日） 午後2時00分～

場 所 春日住民センター 1階 大会議室

出席者 大西かほる 大野亮祐 福村 忠 内堀恭子 岩見裕美  
吉見温美 亀井敏数 佐中拓夫 近藤 寛 和田克昭  
大槻祥三 細見博美

欠席者 坂谷高義 西本進治 村 上 茂 中道知代子 津田正夫

事務局 鬼頭哲也副市長、駒谷誠建設部長、近藤利明下水道課長、西山健吾経営管理係長、和久明一工務係長、青木一典施設管理係長、荻野佐和子主幹、矢持竜児主幹、柳瀬理香子主事

傍聴者 なし

### 1. 開会

（事務局） それでは、ご案内しておりました時間がまいりましたので、ただいまから「第2回丹波市下水道事業運営審議会」を開催させていただきます。本日は何かとお忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は、本日司会進行いたします下水道課長の近藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、配付いたしました次第に基づきまして進めさせていただきます。

まず、会長あいさつでございますが、本日、坂谷会長は、春の女子高校野球の開催にあたり、開会式に出席されておりますので欠席されています。

そこで、会長に代わりまして大西副会長からご挨拶をお願いいたします。

### 2. 会長あいさつ

（大西副会長） 失礼いたします。本日は第2回の審議会を開催しましたところ、委員の皆様には、公私それぞれお忙しいところ、お繰り合わせご出席いただきありがとうございます。先ほど、近藤課長から紹介のありました大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年7月に第1回を開催し、本日2回目に至っております。今回は、新たに2

名の委員をお迎えして審議していきたいと思ひます。

今回は市長から下水道使用料についての諮問がござひます。

また、丹波市や下水道のPRを兼ねてデザインマンホールの図柄選定もあひます。委員の皆様には、ご質問、ご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、第2回下水道運営審議会の開会に当たつてのあいさつとさせていただきます。

### 3. 委員紹介

(事務局) ありがとうございます。次に、第1回審議会でご提案させていただきました、当審議会に丹波市工業会と丹波市商工会から新たに委員様を推薦していただくことになりました。その新委員様のご紹介をさせていただきます。

丹波市工業会からご推薦いただきました、日本紙器株式会社管理部部長、細見博美様でございます。

《委員自己紹介》

続きまして、丹波市商工会からご推薦いただきました、株式会社オオツキ代表取締役大槻祥三様でございます。

《委員自己紹介》

ありがとうございます。

大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひします。

また、本日欠席されている委員様をご報告いたします。坂谷委員様、西本委員様、村上委員様、中道委員様、津田委員様の5名の方が欠席されています。

次に、審議会に出席させていただく事務局職員の紹介をさせていただきます。

《事務局職員自己紹介》

(事務局) 続きまして、本日の資料を確認させていただきたいと思ひます。

《資料確認》

(事務局) 以上の資料となっております。不足資料等がございましたら議事に入ります前にお申し出ください。

#### 4. 副市長あいさつ

(事務局) それでは、鬼頭副市長より開会にあたりましてごあいさつ申し上げます。

(副市長) 皆様こんにちは。ただいま紹介いただきました丹波市副市長の鬼頭でございます。本日は年度末ということで、委員の皆様にはご多忙の中、審議会にご出席賜り厚くお礼申し上げます。

さて、丹波市では、昭和40年に旧氷上町で公共下水道をスタートさせ、下水道区域における整備率は99.9%となっております。整備はほぼ完了したと思っております。あとはどのように維持管理を行うかが課題でございます。

使用状況におきましては、平成28年度末で、53,864人の市民の皆様に下水道をご利用いただいている状況です。

昨日、市議会で予算が成立しまして、平成30年度の下水道事業会計の予算は収益的収支及び資本的収支合わせて62億600万円という非常に大きな予算でございます。

平成30年度の大きな目標として、次世代につなぐ持続可能な下水道事業の再構築という目標があり、それに向け3つの基本的な目標を定めております。

1つ目は、下水道事業を安定、継続的に進めていくということです。先ほど予算が約62億と申しましたが、管路や処理場、中継ポンプといった非常に多くの施設を保有しており、今後この多くの施設が耐用年数を経過し、老朽化してきます。そこで、維持管理をとおして下水道事業を健全化していく。そのために、費用対効果のバランス、下水道施設の統廃合や長寿命化を進めていき、持続可能な下水道事業の運営をしていくことが1つ目の目標です。

2つ目は、安全で安心なまちづくりを進めていくことです。ご覧のように下水道事業は環境を守ることを基本的なミッションとしています。基本的な社会資本、汚水の排除、処理をし、衛生の向上、快適な環境づくりに寄与していく。この他に、基本的な使命に加えて、雨水を速やかに排除し、浸水を防ぐ、そして市民の皆様の生命、財産を守っていく、こういった安心安全なまちづくりを進めていくことが2つ目の目標です。

3つ目は、こういった重要な社会資本、社会基盤施設ですが、なかなか、市民の皆様にはわかりにくい役割や、運営状況でございます。そういったものを丁寧にわかりやすく説明をして、理解していただくことが重要です。これまでも広報誌や出前講座等の色々な情報公開というようなものもあり、今回もご審議いただくデザインマンホールといったようなものを通して下水道を身近に理解していただくことが重要と思っております。

こういった3つの基本的な目標を掲げて平成30年度の事業を進めてまいりたいと思っております。

一方、財政面では下水道事業は公営事業でありまして、基本的な経費は市民の皆様から集めた下水道使用料で賄っており、独立採算制の原則が適用される事業です。

このため、使用料の適正化は下水道事業の経営健全化を図るうえで大変重要となります。

丹波市の下水道使用料は非常に高いと言われております。平成 23 年にこれまで地域ごとにばらばらであった料金を統一し、標準家庭 3 人世帯が使用する月当たり 20 立法メートルの使用料が、4,212 円と県内でも 2 番目に高いという状況であります。

今回の審議会では、当市の下水道事業の経営の健全化を図るため、皆様の幅広い見識の中で十分検討いただきたいと考えております。

諮問の趣旨並びに丹波市の下水道使用料の現状と課題、県内他市町の状況等につきましても、この後事務局から詳細説明をさせていただきますので、慎重なるご審議のなか、忌憚のないご意見をいただき、よりよい形としていただきますようお願いいたします。

大変お忙しい中、各方面ご活躍の方々にお集まりいただきまして、審議会の実りある成果を期待申し上げます、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 5. 諮問

(事務局) それでは、丹波市の下水道使用料のあり方について諮問に移りたいと思います。

「丹波市下水道事業運営審議会の設置に関する条例」第 2 条の規定に基づき審議会に対し、諮問させていただきます。

(副市長) 諮問第 18 号 丹波市下水道使用料のあり方について (諮問)

丹波市の下水道は、昭和 40 年に公共下水道の整備を開始して以来、旧町ごとに生活環境の改善や公共用水域の水質保全を目的として整備を推進し、全事業合わせて 35 処理区の整備がほぼ完了し、普及拡大の時代から維持管理の時代を迎えております。

一方、下水道を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型機器の普及等による下水道使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う維持管理、改築更新コストの増加などにより、今後、ますます厳しさを増すことが予測され、将来においても経営の健全性を維持するためには、「丹波市下水道中期ビジョン」に基づく処理施設の統廃合によるコスト削減を進めながら、収入の根幹である下水道使用料を確保していく必要があります。

丹波市の下水道使用料は、平成 16 年の合併以降も旧町ごとの料金体系としており、当審議会の答申をいただき、平成 23 年 4 月から市内統一した料金体系となり現在に至っております。

こうした中で、現在、基本水量 10 m<sup>3</sup> を含む基本料金を高めに設定し、従量料金では累進度の設定が 2 段階のため、県内他市と比較した場合、小口使用者は高く、大口使用者

になるほど安くなっている状況です。

現在の下水道使用料は、合併後の旧町ごとの料金体系を統一する目的を第一に見直しされており、今後の水需要減少や市内の世帯当たり人口の減少などに対応する必要があります。

以上のことから、丹波市下水道使用料のあり方について、専門的かつ幅広い見地からご審議をいただきたく、丹波市下水道事業運営審議会を設置に関する条例第2条の規定により諮問いたします。平成30年3月27日 丹波市長 谷口進一。

## 6. 議事

(事務局) それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。ここからは、大西副会長に進行をお願いしたいと思います。大西副会長よろしく申し上げます。

(副会長) それでは、第2回丹波市下水道事業運営審議会の議事を進めさせていただきます。(1)「下水道使用料のあり方について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

本日は1回目ということもあり、共通認識として丹波市の下水道使用料の基本的な算定方法や県内他市町の状況といったところの説明をいただき、情報を共有できればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

### (1) 下水道使用料のあり方について

(事務局) それでは、西山から丹波市の下水道使用料のあり方についてご説明いたします。

先ほど諮問がありました「下水道使用料のあり方」について、本日は、丹波市下水道使用料の現状について、当市の状況と県内他市町との比較をしたもので、ご説明申し上げまして、その課題に対する方向付け等につきましては、次回の審議会でご審議いただければと思います。

それでは、資料1に沿ってご説明を申し上げます。

最初に資料1 1ページ目の「丹波市下水道使用料について」をご覧ください。

現在の丹波市下水道使用料の料金体系を掲載しております。現行の料金体系は、3種類ございます。

まず、従量制です。市水道の使用水量によって算定するもので、8割以上の方がこの方法です。中段の下水道使用料の料金表をご覧ください。

まず、基本料金、10 m<sup>3</sup>以下が2,700円、超過料金、11 m<sup>3</sup>から60 m<sup>3</sup>までは1 m<sup>3</sup>当たり120円、61 m<sup>3</sup>からは1 m<sup>3</sup>当たり180円で、使用水量に応じて算定する料金体系です。すべて税抜で、合算した額に税をかけております。

次に、認定水量制です。こちらは井戸水、山水など水道以外の水のみをご使用いただ

く場合、水量が量れないため、使用人数によって使用水量を認定する方法です。下の左の表をご覧ください。

1世帯としておりますが、法人の場合は使用者になります。1人の場合 10 m<sup>3</sup>、2人の場合 16 m<sup>3</sup>、3人の場合 22 m<sup>3</sup>、4人の場合 28 m<sup>3</sup>、5人の場合 34 m<sup>3</sup>、6人を超えますと1人当たり 3 m<sup>3</sup>ずつ加算して、人数によって使用水量を認定して、その認定した水量を先ほど説明いたしました従量制の料金表の金額で算定するものです。

3つ目が、従量制と認定水量制の併用です。これは、水道水に加えて井戸水等も併用で使用されている場合で、下の表の右に文書で記載しております。水道水の使用量に先ほどの認定水量制によって算出した水量の4分の1を加算するもので、認定水量制の水量に達していない場合は認定水量制の水量とするもので、その水量に従量制の料金表の金額で算定します。こちらは、3年前の審議会に諮っていただきまして平成27年度から改定した制度でございます。

先ほどの認定水量制の中で井戸水、山水等にメータを設置されている方は1つ目の従量制により算定しています。

質問等は後程お伺いますので次に進みたいと思います。

次に、2ページ目の「(1) 丹波市下水道事業の水洗化と使用料の状況について」に移ります。表1は、丹波市の下水道事業の中で、どれくらいの人が下水を使われているか、件数がどれくらいか、処理をした水量がどれくらいあるか、お金になった水量はどれくらいあるか、また、どれくらいのお金になっているのかをまとめた表です。

平成21年度は改定前の使用料でして、そこから数字をひらっております。直近の平成28年度決算数値が確定しておりますので、そこまで記載しております。

まず、処理区域内人口は、丹波市の下水道区域として指定している処理区域内の住民基本台帳上の人口です。平成21年度は、58,924人、平成28年度は55,274人です。

その下の水洗化人口は下水道に接続された住民基本台帳上の人口です。平成21年度は53,979人、現行53,864人とほぼ同じくらいです。

水洗化率は、処理区域内にいる人口のうち、下水に接続されている人口ですので、水洗化人口を処理区域内人口で割ったものです。平成21年度が、91.61%、平成22年度92.10%と上がり続けて、平成28年度で97.45%となっており、ほぼ接続されていますが、あと、約2%がまだ未接続の状況です。水洗化人口は減ってきていますが、処理区域内人口も減っておりますので水洗化率が高くなっています。

汚水処理件数については、使用料を請求する件数です。請求することを調定するといまして、その調定件数が、平成21年度は18,554件、平成28年度で19,768件と顕著に伸びてきています。水洗化人口は減っていますが、請求件数は増えております。

汚水処理水量については、処理場で汚水を処理した水量です。平成21年度は7,213,065 m<sup>3</sup>、平成28年度は6,968,785 m<sup>3</sup>と減っています。最近、節水型のトイレも普及している

こともあり、水量は減ってきています。

有収水量は、請求(調定)した水量で、お金になった水量です。平成 21 年度は 5,821,310 m<sup>3</sup>、平成 28 年度は 5,760,090 m<sup>3</sup>と若干減っています。

有収水量を汚水処理水量で割ったものを有収率と言います。高いほど利益率が高く、効率が良いことになります。現行 82.66%です。

使用料調定金額については、旧町の料金体系の平成 21 年度で 1,201,685,048 円、平成 27 年度に井戸水併用の 4 分の 1 加算を加え、1,223,639,678 円と若干伸びてきています。また、平成 26 年に消費税率が 5%から 8%の 3%増加により伸びています。平成 28 年度は 1,231,938,221 円です。

この表 1 の数値を元に、グラフ 1 からグラフ 5 まで、経年比較をしております。

まずグラフ 1 ですが、「水洗化の割合」を見ております。この水洗化率は、下水道へ排水される水洗化人口を処理区域内人口で除して算定しており、平成 21 年度 91.61%であったのが、平成 28 年度では 97.45%と 5.84 ポイント向上しております。水洗化人口自体は、処理区域内人口の減少もあり、平成 21 年度と平成 28 年度比較では 115 人、0.2 ポイントの減少となっております。

次に、グラフ 2「使用量調定額と水洗化人口」、グラフ 3「使用量調定額と水洗化率」、グラフ 4「使用量調定額と汚水処理件数」のグラフですが、使用料の調定金額と水洗化人口、水洗化率、汚水処理件数とそれぞれ比較をしております。水洗化人口と比較すると、平成 21 年度から平成 28 年度には減少しています。水洗化率で見ますと、平成 21 年度から平成 28 年度では増加しています。汚水処理件数では、平成 21 年度から平成 28 年度では、人数 1,214 件 6.5 ポイント増加している状況です。

使用料調定金額は、平成 21 年度から平成 28 年度では、3,025 万 3 千円増加しております。これは、平成 26 年 4 月の消費税 5%から 8%改正による増収に加えて、平成 27 年 12 月請求から井戸水等併用使用に対する認定方法の改正による増収、また、グラフ 3 の水洗化率の向上により新たに水洗化された世帯の増加で、グラフ 4 汚水処理件数が 6.5 ポイント増加したことが増加の主な要因となっております。

最後のグラフ 5「汚水処理水量と有収水量」ですが、料金とは直接関係のない数値ですが維持管理費に影響を与える数値ですので、参考までに掲載しております。

次に 4 ページをご覧ください。

「(2) 県内市町の料金設定状況について」です。

ここでは、県内各市町の料金状況をまとめ、比較をしております。

丹波市を一番上に県内 41 市町中 38 市町を記載しております。

今回、佐用町、神河町は世帯当りの料金体系で水量による料金体系でないのので省かせていただき、新温泉町は複数料金制となっているため、今回の表からは省かせていただいております。

この表の見方ですが、一番左に市町名を次に基本料金、その横に基本水量、従量料金①～⑩まで金額とその横に水量を記載し、全て税抜き金額で記載しております。

その上で表を見ていただきますと、基本料金が丹波市 2,700 円（税抜）で一番高く、基本水量は、設定のない市町もございますが、丹波市は 10 m<sup>3</sup>で最も多い 23 市町採用の水量です。従量料金①～⑩まで記載しておりますが、丹波市は従量料金②までの 2 段階となっており、従量料金の設定段階が少ないのが分かります。5 段階に設定している自治体が一番多いです。

次に裏面の 5 ページをご覧ください。

「(3) 県内市町の水量別料金状況について」です。全て税抜きで記載しております。先ほどの、県内他市町の料金表を元に、水量別に市町村の料金を高い順に並べております。

グラフ 6 は使用水量 10 m<sup>3</sup>の料金です。丹波市は 38 市町中 1 位です。

グラフ 7 は使用水量 20 m<sup>3</sup>の料金です。丹波市は 38 市町中 2 位です。

グラフ 8 は使用水量 30 m<sup>3</sup>の料金です。丹波市は 38 市町中 4 位です。

グラフ 9 は使用水量 50 m<sup>3</sup>の料金です。丹波市は 38 市町中 15 位です。

グラフ 10 は使用水量 100 m<sup>3</sup>の料金です。丹波市は 38 市町中 23 位です。

グラフ 11 は使用水量 500 m<sup>3</sup>の料金です。丹波市は 38 市町中 29 位です。

以上の結果から水量別で見ますと、丹波市の料金は 30 m<sup>3</sup>までは県内でも高い料金設定であるが、大口使用になるほど県内でも低い料金設定となっている現状です。

次に 6 ページをご覧ください。

「(4) 丹波市内の使用水量別の状況について」です。平成 29 年 8 月調定（請求）分で作成しており、8 月が年平均值に最も近い採用しております。

ここでは、丹波市内の使用水量ごとの使用（世帯）件数と使用水量、また使用水量ごとの調定金額を表しております。

グラフ 12・13 では、0 m<sup>3</sup>から 100 m<sup>3</sup>まで、グラフ 14・15 では、101 m<sup>3</sup>以上のグラフとなっており、左側は使用水量と金額、右側は調定金額の表となっております。

ここでは、全体 19,700 件の使用者の中を水量別のグループで見えております。

30 m<sup>3</sup>以下の使用水量を見てみますと、1 か月使用件数が多いグループは、11～20 m<sup>3</sup>で 5,611 件・28.5%、次いで 1～10 m<sup>3</sup>で 4,563 件・23.2%、次いで 21～30 m<sup>3</sup>で 4,384 件・22.3%となっており、0 m<sup>3</sup> 992 件・5.0%を含めて、30 m<sup>3</sup>以下では、15,550 件・78.9%と 8 割近い割合となっております。

次に、請求する調定水量で見ますと、30 m<sup>3</sup>以下では、223,195 m<sup>3</sup>・46.3%と 5 割弱の割合となっております。

次に、使用者へ請求させていただきました調定金額で見ますと、30 m<sup>3</sup>以下では、57,894



千円・55.9%と5割強の割合となっています。

7ページ目は、表にしたものです。後々、料金改定に使用する表ですので、またご参考に見ていただけたらと思います。

次に、8ページをご覧ください。

「(5) 丹波市内の世帯当たり人数の推移について」でございます。

5年に1度の国勢調査と丹波市の住民基本台帳上の人口の世帯数によって、世帯当たり人口を算定したものを表にしております。

上段の国勢調査においては、平成17年10月の3.16人から直近の平成27年10月で2.87人とマイナス0.29人、マイナス9.2%の減少となっております。

下段の住基人口によって算定した数値では、平成17年10月で3.07人から直近の平成29年10月で2.56人、マイナス0.51人、マイナス16.6%とどちらの数値でも、1世帯当たりの人数は確実に減少している状況です。

次に、9ページをご覧ください。

「(6) 丹波市の下水道使用料の現状と課題について」ですが、現状分析から見る課題ということで、1点目が、基本料金2,916円(税込・基本水量10<sup>m</sup>³含む)は、県内で最も高く、2番目の多可町2,106円(税込・水量10<sup>m</sup>³)と比較しても、810円高く、丹波市は1.38倍、一番安い神戸市の507円(税込)に比べ、丹波市は5.8倍も高く、特に単身世帯など10<sup>m</sup>³未満の使用者5,555件には割高となっております。

2点目は、従量料金は、他市町と同様に累進使用料制を採用し、1段階120円(税抜・60<sup>m</sup>³以下)、2段階180円(税抜・61<sup>m</sup>³以上)と設定数が少なく、大口使用者に対する負担割合が他市町と比べ低い状況となっております。

3点目は、使用者群ごとに見てみますと、60<sup>m</sup>³以下の使用者群では調定水量が全体76.5%に対し、調定金額では全体の79.9%と多く、60<sup>m</sup>³以下の使用者には、使用水量を超える負担割合となっていることが分かります。

県内の他市に比べ、基本料金が高く、小口使用者に対する負担が大きく、特に10<sup>m</sup>³未満の基本料金内の単身世帯等には、使用していない水量分の負担を求めています。

一方、従量料金では、大口使用者の需要変動リスクに対するコストを調整、配賦する趣旨から取り入れられた、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系(「累進使用料制」という。)の設定頻度が県内で一番少なく、大口使用者に対する負担が他市に比べ低い状況です。

こうしたことから、核家族化の状況が進み、小口使用者が増えていく丹波市において、公平性の観点からも使用量に応じた単価設定が必要であり、10<sup>m</sup>³未満の使用者数も3割程度と高い状況から、基本水量と基本料金、従量料金の設定頻度等の見直しが必要と考えています。

また、料金体系のほか、合併以降、下水道使用料の減免対象として、生活保護受給者の基本料金を全額免除しているが、生活保護費の算定上含まれているとの判断を福祉部局にも確認しており、減免制度も合わせて見直しが必要と考えています。

次に、10 ページです。

2. 今後の日程についてです、本日が一番上段の3月運営審議会開催です。事務局としては年5回から6回の審議が必要と判断しております。その中で、資料収集、作成等で1か月から1か月半の期間を設けて、だいたい2か月おきくらいで開催したいと考えています。平成30年度の1年をかけて方向性等の審議をしていただき、平成31年3月に答申をいただきたいと思っております。その後、議会に条例改正を報告しまして、住民への周知、システム改修期間を設け、平成32年度から改正できるように考えております。

以上、丹波市の下水道使用料の現状について、県内他市町の料金体系を含めた資料により現状と課題についてご説明させていただきました。ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

(副会長)ありがとうございます。大変たくさんの内容で本日は事務局からの現状説明で時間が過ぎてしまいましたが、ここまでの説明でご質問等ございませんか。

(委員)処理区域内人口と水洗化人口について、事業所で働かれている人の人数は含まれていますか。

(事務局)下水道を計画するときには含めますが、水洗化人口には含めておりません。また、丹波市外で働かれている方も減らしておりません。

(副会長)他にございませんか。審議は尽くされていませんが、時間の制約もあり、第2回目としましては、丹波市の現状と課題、他市の状況の説明を受けて各委員が認識し、第3回目から審議を深めるということでご了承いただき、議事の(2)に進んでよろしいでしょうか。

(事務局)また帰られてから資料等についてご質問等ございましたら、下水道課までお問い合わせください。

## (2) 丹波市デザインマンホール図柄の選定について

(副会長) 次に「(2) 丹波市デザインマンホールの図柄選定について」に移ります。

(事務局) それでは、丹波市デザインマンホールの図柄選定についてご説明いたします。

お配りしておりますチラシのとおり下水道課では、平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで全国公募でマンホールふたのデザインの募集をしました。なぜこういったことをしたかといいますと、丹波市は平成 16 年に合併しまして、旧町（青垣町を除く）には下水道がございまして、それぞれにデザインマンホールがございまして、全部で 9 種類ございました。これを丹波市で 1 つの統一したデザインにしたい。統一することによって、丹波市の PR や、下水道の理解を深めていただこうといった趣旨で募集を行いました。

最近ではテレビでもマンホールふたのデザインが取り上げられました。

それぞれ各町の特徴を活かしたデザインとなっており、丹波市で言いますと、丹波市の花はカタクリ、木はもみじというのがございまして、そういったものをイメージしてデザインするといったものです。

小中学生の部と一般の部と 2 種類ございまして、小中学生の部は丹波市内の全員に配布し、募集しました。一般の部は全国公募で広く募集しました。お手元の資料の中から皆様に選んでいただきたいと思っております。

一般の部から 1 作品、小中学生の部から 5 作品を選びます。一般の部で選ばれたものが丹波市の統一した柄となります。

また、資料の中にマンホールカードについて記載したものをお配りしております。各市町それぞれマンホールの柄を決めております。決めたらカードを作るわけがございます。これは、その場に行けば無料でもらえるものです。ですから丹波市もこういったカードを作成し、丹波市のある一か所に配置し、その場所に行ったら無料で配るといったようなことです。現在こういったカードが流行っております。マンホールといわれるマンホールのマニアといった方もいらっしゃいます。マンホールの写真を撮りに来たり、見て回ったりといった方もいらっしゃいます。そういった中で、丹波市もこういったものを作れば、丹波市に一人でも多く足を運んでいただき、丹波市の PR になるのではないかなという想いです。

また、資料の中のプリントシールについてですが、これは、小中学生の部で募集した作品をプリントシールにしてマンホールに貼るといったことを考えております。小中学生が描かれた絵をそのままシールにし、既存のマンホールの上に貼ります。

それではこれから選考に入りますが、ご質問等はございませんか。では選考について説明します。

まず、小中学生の部は 5 作品を選んでください。選考基準としましては、観光施設、学校、公共施設周辺に設置できそうなもの。丹波市らしさが感じられるデザイン。テー

マを具体的にイメージできるもの。自作未発表でない作品、公序良俗その他法律や条例などの定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものでないか。デザインに込められた想い、デザインの説明が理解できるものか。でございます。

一般の部も同様の選考基準で選んでください。一般の部はまず3作品を選んでいただき、その中から最後に1作品を決めていただくといったように進めさせていただきます。それではお願いします。

《作品選考》

《作品発表》

(事務局) 貴重な時間を割いていただきありがとうございました。丹波市のデザインマンホールが決まりましたので、これを活用して丹波市をPRしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

(副会長) 甲乙つけがたい作品ばかりで選考がなかなか大変に思いましたけれども、ありがとうございました。ただいま、事務局より丹波市デザインマンホールの図柄の選考をいただきました。今後は本日選考されました図柄を活用して、下水道事業のPRを積極的に行っていただきたいと思っております。

ここで、丹波市デザインマンホールについて何かご質問等ございませんか。

## 7. その他

(副会長) それでは次に「7. その他」に移ります。

これにつきまして事務局からの説明を求めます。

(事務局) その他といたしまして、統廃合の進捗状況について説明します。

前会議においては詳細を説明いたしました。統廃合については、平成25年に策定した下水道中期ビジョンのとおり、丹波市内には全部で35の処理施設があり、それを将来的に18の施設に統合していくこととございます。小さな施設を廃止し、余っている大きな施設に接続し、効率の良い下水の処理をしようというものです。これにつきましては昨年より地元への説明会を実施し、概ね同意をいただいておりますが、一部反対のご意見も頂いております。順次進めておまして、来年度から工法やルートといった工事に入る前の実施設計を進めていきます。平成37年には、35の施設から20の施設に統合してまいります。再来年から工事を実施していくといったように順次統廃合を進めていくといった状況です。以上ご報告といたします。

(副会長) ありがとうございます。他何かご質問等ございませんか。

(委員) 料金を改定していく件について、基本料金を下げていくとなると、その分事業所に負担がかかると思います。今後どのように審議を進めていくのか、事務局の方でシミュレーションをして検討していくことになるのか、どういう方法で審議するのか。一方的に事務局で進められると納得がいかない。

(事務局) 今回は現状だけをご説明申し上げました。今後については事務局の方で色々なケースをシミュレーションしまして、委員の皆様にご覧いただき検討していただくかと思っております。

今、事務局の方で検討しておりますのは、年間約12億円の下水道使用料をいただいております。これからの安定した下水道経営をしていく上ではそこは確保していきたいと思っております。そういった中で、今の丹波市ですと使用水量が少ない方ほど負担が大きく、たくさん使われる方の方が逆に負担が軽いといった現状もあり、他市町と比較しバランスが悪いというのもあり、どこに重点を置いて使用料をもらおうかといった色々なケースをシミュレーションしますのでそういったところをご覧いただき検討していただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(委員) 独居老人に負担がものすごく大きいから平均的なところに負担を持っていくということですか。

(事務局) はい。そういった意味です。

(委員) 結局、中身を変えるだけで、総額は変わらないということですか。

(事務局) はい。その通りです。

今回、事業をされている方に負担がかかることもあり、意見を取り入れようと工業会、商工会から代表として新たに2名の方に委員として加わっていただいたという経緯もあるわけですね。そういうことで、よろしく申し上げます。

(副会長) 他にご質問ございませんでしょうか。

## 8. 閉会

(副会長) それでは、閉会をさせていただきます。

本日は大変ご苦勞様でした。

下水道使用料における課題をお伺いし、基本的なご理解をいただいたと思います。次回は5月ということで非常に厳しい日程でございますが、活発なご意見等をよろしくお願ひしたいと思います。次回までに必要な資料、その他議論の場に出していただきたいものがございましたら、事務局にお伝えいただければと思います。できる限り丁寧に対応いただけるようにしたいと思います。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。皆様大変ご苦勞様でした。

終了時間 午後3時40分